

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

1 令和3年版「過労死等防止対策白書」
自殺の半数がうつ病など発症から6日以内

2 **特集**

36 協定、しっかり締結・届出
できていますか？

4 **TOPICS**

- 年休取得義務化の対応、
多くの企業で計画的付与を利用
- 10月から雇用保険の育児休業給付が変わります
- 若者の早期離職の現状と対策
- くるみん認定、プラチナくるみん認定、
中小企業事業主への助成制度スタート

6 すっきりわかる。年金
在職老齢年金、年金をもらいながら
働きやすくなるって本当？

7 人事労務の法律ミニ教室
育休の個別周知、意向確認
何をどう知らせればいい？

8 採用選考でこれはNG？
通勤時間で応募者を限定してもいい？

8 労務ひとこと
マイナンバーカードの健康保険証利用、ますます便利に

令和3年版「過労死等防止対策白書」 自殺の半数がうつ病など発症から6日以内

政府は昨年10月、「令和3年版過労死等防止対策白書」を公表しました。過労死等防止対策の推進に参考となる調査研究結果を報告するものです。

精神障害の認定件数が増加

過労死とは仕事による過労が原因となって脳いっ血や心不全など脳・心臓疾患により亡くなることをいいます。また、仕事で大きなストレスがかかり、うつ病などの精神障害を原因として自殺した場合も過労死となります。

労災支給の認定件数を見ると、脳・心臓疾患は減少傾向にある一方、精神障害は大幅に増加して

います。

自殺事案の分析

平成24年度から6年間に「過労自殺」として労災認定された事案を分析したところ、精神疾患の発病から死亡までの日数が「6日以下」である事案が5割弱であることがわかりました（図1参照）。

また自殺事案のうち、医療機関を受

診していなかったのは64%。自殺事案の中でも月160時間以上の極度の長時間労働があった事案に絞ってみると、医療機関への「受診歴なし」が76%でした（図2参照）。

仕事が忙しく受診する暇もないまま命を落としている人も多く、職場で異変を早期に発見し負担を軽減することが重要といえます。

図1: 発病から死亡までの日数(自殺事案)

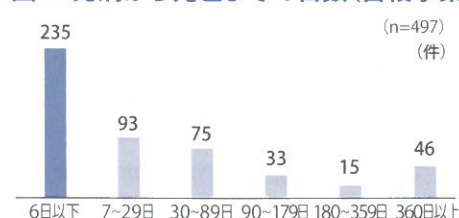


図2: 医療機関の受診状況(自殺案件)

